

名づけてねっと利用規約
「DNS アウトソーシングサービス版」

2020 年 3 月改定

株式会社 エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ

目次

第1章 総則

- 第1条 (利用規約の適用)
- 第2条 (利用規約の変更)
- 第3条 (用語の定義)
- 第4条 (サービスの内容)
- 第5条 (サービスの提供区域)
- 第6条 (サービスの提供条件)
- 第7条 (第三者への委託)
- 第8条 (他社サービスの利用)
- 第9条 (サービスの終了)

第2章 契約

- 第10条 (契約の単位)
- 第11条 (契約者)
- 第12条 (契約期間)
- 第13条 (契約申込)
- 第14条 (保証金)
- 第15条 (契約の成立)
- 第16条 (サービス内容等の変更)
- 第17条 (契約者情報の変更)
- 第18条 (契約者の地位の承継・譲渡)
- 第19条 (契約者が行う利用契約の解除)
- 第20条 (当社が行う利用契約の解除)

第3章 契約者の義務

- 第21条 (利用責任者)
- 第22条 (アカウント及びパスワードの管理)
- 第23条 (提供情報の維持)
- 第24条 (電子メールによる応答義務)
- 第25条 (利用基準の遵守)
- 第26条 (禁止行為)

第4章 サービスの制限

- 第27条 (非常時の利用の制限)
- 第28条 (サービスの制限等)
- 第29条 (提供中止)
- 第30条 (利用停止)
- 第31条 (免責)

第5章 料金等

- 第32条 (料金)
- 第33条 (料金等の支払義務)

第 34 条 (料金等の計算方法)

第 35 条 (料金等の支払方法)

第 36 条 (割増金)

第 37 条 (延滞損害金)

第 38 条 (割増金等の支払方法)

第 39 条 (消費税等)

第 40 条 (端数処理)

第 41 条 (入金案内業務の委託)

第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 42 条 (ソフトウェアの著作権等)

第 43 条 (ソフトウェア等の管理)

第 44 条 (データの取り扱い)

第 45 条 (データの利用)

第 46 条 (データの消去)

第 7 章 損害賠償

第 47 条 (責任の制限)

第 48 条 (免責)

第 8 章 雑則

第 49 条 (注意喚起)

第 50 条 (第三者利用)

第 51 条 (利用責任)

第 52 条 (お客さま情報の保護)

第 53 条 (通信の秘密の非開示)

第 54 条 (準拠法・管轄裁判所)

第 55 条 (分離可能性)

付則

別紙 1【DNS アウトソーシングサービスの内容】

別紙 2【DNS アウトソーシングサービス料金表】

第1章 総則

第1条 （利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、名づけてねっと利用規約「DNS アウトソーシングサービス版」（以下「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき DNS アウトソーシングサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

第2条 （利用規約の変更）

当社は、利用規約及びそれに付随する仕様書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約等によります。

2 利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知又は周知するものとします。ただし、個々の通知あるいは周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 （用語の定義）

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
DNS	Domain Name System の略。ネームサーバ。インターネット上に無数に配置された、名前と IP アドレスを関連付ける分散データベースサーバ。
ゾーン	ネームサーバに登録するドメイン名または IP アドレス情報の管理単位。
正引き	ドメイン名から IP アドレスやネームサーバ、メールサーバ等のドメイン付きホスト名 (F.Q.D.N.) を検索する手順。
逆引き	IP アドレスからドメイン付きホスト名 (F.Q.D.N.) を検索する手順。
F.Q.D.N.	Fully Qualified Domain Name の略。ホスト名をフルドメイン付きで表現すること。
delegation (デリゲーション)	上位のドメインまたはより大きな管理単位の IP アドレスブロックを管理するネームサーバから、ドメイン名、ネットワークアドレス単位にその管理権限を切りだし、指定するネームサーバにその authority を委任・委譲すること。（＝「DNS の権限委譲」）俗に言う「（ルートサーバへの）ネームサーバの登録」。
authority (オーソリティ)	自身の保有するゾーン情報がインターネット上で公式に認知されるべき情報（信頼できる情報）であるという権威。上位ドメインのゾーン情報で、当該ドメイン名のネームサーバとして NS レコードに記述されたホストが持つことができる権限。
レコード	ゾーンに含まれるデータの単位。
リゾルバ	DNS クライアント。DNS に対して名前解決の検索要求を送信（問い合わせ）する。
フルサービスリゾルバ	ドメインツリーをたどって他のネームサーバへ問い合わせ（検索）を行い、DNS での名前解決を完結させるリゾルバ。
スタブリゾルバ	単に名前解決の要求を送信するだけのリゾルバ（クライアント PC 等）。

第4条 （サービスの内容）

当社は、本サービスで提供する本サービスの内容は、別紙 1 の【DNS アウトソーシングサービスの内容】に定めるとおりとします。

2 本サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。

第5条 （サービスの提供区域）

本サービスの利用は、特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証し、国外からの利用については、一切保証しません。

第6条 （サービスの提供条件）

本サービスは、当社が提供するドメイン提供サービスである「名づけてねっと」の別途定めるドメイン名契約（以下、「ドメインサービス」という。）に付随して提供します。ただし、当社が認めた場合には、本サービス単独での提供も行いうることができるものとします。また、ドメインサービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も本規約に反しない限り適用されるものとします。

2 本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

3 契約者が、本サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

4 契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等(以下「契約者設備等」といいます。)に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備等が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとします。

5 当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止および技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。

第7条 (第三者への委託)

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営(申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む)にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、前条の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者の情報を開示します。

第8条 (他社サービスの利用)

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等(以下「他社サービス」といいます。)を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約が締結されたものとみなします。

3 契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者へ通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱いは、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

第9条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含む)を変更することができるものとします。

2 当社は、基本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する基本サービスの契約者に対し、変更又は終了する 3 か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 か月前までに通知します。

4 当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前3項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第2条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

第2章 契約

第10条 (契約の単位)

本サービスは、一つの本サービス毎に一つの本サービスの提供に関する契約(以下「利用契約」といいます)を締結するものとします。

第11条 (契約者)

利用契約の契約者は、法人(法人番号の指定を受けた者をいう、以下同じ)のみとします。ただし、当社が法人と同等であると認めた者については、契約者となることができるものとします。

2 前項に該当しない者が契約申込をした場合、当社はこれを拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

第12条 (契約期間)

利用契約の契約期間は、別紙 2 DNS アウトソーシングサービス料金表に定めるとおりとします。

2 前項により契約期間の定められた利用契約を終了するときは、契約期間終了日の 30 日前までに契約を更新しない旨、及び終了する利用契約など当社が別途定める内容を当社の定める方法により通知するものとします。通知し

なかった場合には、契約期間は、同一の条件で1年延長されるものとし、その後も同様とします。

第13条（契約申込）

利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約等を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法により申込むものとします。

2 契約者（申込者を含む、以下本条において同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

3 申込者は、本サービスにおいて使用するゾーン名を指定し、またゾーン情報を構成するレコードの一部としてインターネットを通じて参照、閲覧されるためのメールアドレスを届け出るものとします。

4 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

5 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

6 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

7 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

第14条（保証金）

当社は、第17条（契約申込）第67項に定める審査結果により、保証金を申込者が当社に預け入れることを条件に、利用申込を承諾することができるものとします。なお、保証金の額は、申込者に対する当社の債権総額（将来発生することが合理的に見込まれる額を含む）に基づき、当社が算定することができるものとします。

2 前項の場合、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。申込者が、保証金の預け入れを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとみなします。

3 当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。

4 当社は、契約者に対し本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意に処分し、その代金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただちに契約者にその旨を通知します。

5 契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充実に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。

6 契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。

7 契約者は、保証金の支払いをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、契約者は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。

8 当社は、第4項に定める場合以外、保証金を処分致しません。

9 本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

第15条（契約の成立）

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。なお、契約名義はドメインサービス契約と同一となります。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

3 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 別紙1の【DNSアウトソーシングサービスの内容】に規定する当社が禁止するゾーンで本サービスを申込したとき

(2) 申込者が第30条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき

(3) 申込者が過去に第30条（利用停止）第1項又は第2項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき

(4) 申込者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となる場合を含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき

(5) 申込者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなかったとき

(6) 申込者が未成年その他制限行為能力者であって保護者の同意を得ていないとき

(7) 第17条（契約申込）第7項に定める審査の結果、当社の定める審査基準を満たさないとき

(8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通

知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

第16条（サービス内容等の変更）

契約者が、本サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更申し込みにあたっては、第17条(契約申込)の規定を準用します。

2 当社は、申込者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第1項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第1項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

第17条（契約者情報の変更）

契約者は、当社に登録した情報（以下「契約者情報」といいます。）に変更があったときは、すみやかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

3 当社は、契約者がドメインサービス契約における契約者情報の変更を行ったときは、その変更内容に従い利用契約の契約者情報を変更できるものとします。

第18条（契約者の地位の承継・譲渡）

契約者である法人が合併又は会社分割などにより、契約者の地位の承継若しくは契約者である個人が死亡した場合又は利用契約を譲渡する場合は、ドメインサービス契約とともにドメインサービスの利用規約に定める手続きにより行うものとします。

2 前項の場合を除き、利用契約の地位の承継、譲渡を行うことはできません。

第19条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の30日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。この場合に、通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が30日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から30日目を解除日とします。

第20条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第30条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第30条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合で、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき

(5) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(6) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 ドメインサービス契約が終了した場合には、利用契約は、当該提供契約の終了日をもって解除されたものとみなします。

4 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

第3章 契約者の義務

第21条（利用責任者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先（住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2. 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知

は、契約者に通知したものとみなします。

3.前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約等に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

第22条（アカウント及びパスワードの管理）

契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 付与されたアカウント及びパスワードを用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワードを変更することができるものとします。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第23条（提供情報の維持）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第24条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

第25条（利用基準の遵守）

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法（以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用するものとします。

第26条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メー

- ル)を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (20)第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
- (21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
- (22)他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (23) 別紙 1 の【DNS アウトソーシングサービスの内容】に規定する当社が禁止するレコードを登録する行為
- (24)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第 1 項第 12 号及び第 13 号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 30 条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。
- 4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第 30 条(利用停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

第 4 章 サービスの制限

第27条 (非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

第28条 (サービスの制限等)

当社は、第 27 条(非常時の利用の制限)の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報(以下「契約者管理データ等」といいます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報および当社設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

第29条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1)当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2)当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3)当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第30条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2)第 3 章契約者の義務の規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき

- (3)当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
- (4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5)収納代行会社又は金融機関等により契約者が指定したクレジットカード、指定口座等が使用することができなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
- (7)当社が提供する他のサービスにで、利用規約違反があったとき
- (8)当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
- (9)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (10)その他、当社が不適切と判断するとき

2 第 1 項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、契約者が第 1 項各号に該当したときは、第 1 項の措置に加え、または他に契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

第31条（免責）

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

第 5 章 料金等

第32条（料金）

本サービスの料金及び利用契約上の手続きに関する手数料（以下併せて「料金」といいます。）は、別紙 2 料金表のとおりとします。

2 当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。

第33条（料金等の支払義務）

契約者は、第 32 条（料金）に定める料金を支払う義務を負います。

2 初期費用は、利用開始の有無に係らず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きをした時点で、支払義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日から利用契約の終了日までの期間について、支払義務が発生します。

4 第 30 条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負いません。

5 第 30 条（利用停止）の規定以外の事由により本サービスの提供が中止された場合であっても、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときには、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間 ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払を要しません。

6 第 15 条（契約の成立）第 3 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、その取り消しまでの期間における契約が成立した場合と同額の損害金を、当社は利用申込者に対して請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

7 契約者の申請を当社が承諾し、利用規約等に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合は、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第34条（料金等の計算方法）

料金等の計算は、次の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

- (1)利用開始月の料金の額は、サービスの料金表のとおりとします。
- (2)契約の解除日（最低利用期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）、及び当該月の料金の額は、各サービスの料金表のとおりとします。
- (3)年一括払い料金の場合、各サービスの料金表のとおりとします。

第35条（料金等の支払方法）

契約者は、料金等をドメインサービス契約の料金等と併せて支払うものとします。

第36条（割増金）

当社は、契約者が料金等その他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求することができるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第37条（延滞損害金）

当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないときは、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に対する年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを支払うものとし、

第38条（割増金等の支払方法）

第36条（割増金）及び第37条（延滞損害金）に定める割増金、延滞損害金の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとし、

第39条（消費税等）

契約者が当社に対し利用契約に係る債務を支払う場合に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとし、

第40条（端数処理）

当社は料金その他の計算で、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第41条（入金案内業務の委託）

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとし、

第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第42条（ソフトウェアの著作権等）

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

第43条（ソフトウェア等の管理）

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとし、

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、第 42 条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること

第44条（データの取り扱い）

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとし、

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとし、

第45条（データの利用）

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとし、ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとし、

第46条（データの消去）

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

第 7 章 損害賠償

第47条（責任の制限）

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第48条（免責）

第47条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第54条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

第8章 雑則

第49条（注意喚起）

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等（以下「サイバー攻撃等」といいます。）による異常な通信の発生またはそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者または公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報および当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

第50条（第三者利用）

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2 前項の場合に、契約者は、契約者が本サービスを利用させた第三者（以下「サービス利用者」といいます。）に対して、本利用規約第3章その他利用規約等に定める契約者の義務を遵守させなければならないと、当該第三者が本利用規約第3章その他利用規約等に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなして、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項の場合に、契約者は、サービス利用者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

第51条（利用責任）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第52条（お客さま情報の保護）

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。

5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

第53条（通信の秘密の非開示）

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなる者に対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第54条（準拠法・管轄裁判所）

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第55条（分離可能性）

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

付則

この利用規約は、2020年3月31日から改定実施します。

別紙 1【DNS アウトソーシングサービスの内容】

1. DNS アウトソーシングサービスの主役務

- (1) 契約者の登録または管理するドメイン名またはIPアドレス情報に係るゾーンファイルを作成し、保有します。
- (2) フルサービスリゾルバからの『イテレイティブ (Iterative:「反復検索」)』と呼ばれるタイプの問い合わせを受けて、当該ネームサーバ自身で保有するゾーン情報のみ返答します。
- (3) (1)、(2)を実現するために、2台のネームサーバ(ゾーンサーバ機能を有するDNS)を提供します。

当社で用意するネームサーバの情報

名前	IP アドレス
asns1.customer.ne.jp	210.150.254.86
asns2.customer.ne.jp	210.150.254.94

2. DNS アウトソーシングサービスに付随する機能

- (1) 契約者自身でゾーンの編集が行うことができるwebインターフェースのコントロールパネルを提供します。
(本コントロールパネルはゾーンの編集(レコードの作成・変更・削除)、パスワードの変更等の機能を有します。)
- (2) コントロールパネルで編集したゾーン情報を、ゾーンファイルに反映します。

3. DNS アウトソーシングサービスに含まれない業務・機能

- (1) ドメイン名およびIPアドレスの登録(取得代行)。
(ドメイン名の登録は、主たる「名づけてねっと」より登録して下さい。IPアドレスは、IPアドレス管理指定事業者またはインターネットサービスプロバイダに従って登録して下さい。)
- (2) ドメイン名におけるdelegationの申請。
(「名づけてねっと」または当該ドメイン名を登録した「レジストラ」、「指定事業者」等を通じて申請して下さい。)
- (3) ゾーン情報のレコード記述方法、文法に関する質問に対する返答。
- (4) リゾルバとしての動作、キャッシュサーバとしてのネームサーバの機能。
(当社で用意するネームサーバは、ゾーンサーバとしての機能のみ有しています。『リカシブ (Recursive:「再帰検索」)』と呼ばれるタイプの問い合わせを受けて、DNS解決が完結するまで、ルートネームサーバや他のネームサーバを検索して当該検索情報を返す機能は有していません。)

4. 特記事項

- (1) サービスの内容および本サービスに付随する機能については、当社が必要と判断した場合、変更することがあります。
- (2) ネームサーバは、当社が必要と判断した場合に、契約者の承諾なしに、バージョンアップ、セキュリティパッチ等のインストール、設備増強、構成変更等を実施します。
- (3) ネームサーバのバージョンアップ等を実施した場合、システムの要件によるネームサーバ機能の下位互換性は保証いたしません。
- (4) 当社で用意するネームサーバに対して、直接スタブリゾルバから検索した場合(クライアントPCやメールサーバ等から名前解決のために参照するDNSとして設定した場合またはフォワーダとして検索要求を転送した場合)の検索結果については、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 本来他のネームサーバに対して行われるべきところを、当社ネームサーバに対してdelegationが行われている状況下で、DNS解決要求により当社ネームサーバが返答した結果については、当社は一切の責任を負いません。ただし、本サービスでdelegationに係る権限を当社が有している場合は除きます。
- (6) 本サービスでは、当社が用意するネームサーバ以外のネームサーバに対して、当社が用意するネームサーバが、マスターサーバ(指定ネームサーバがスレーブとなりスレーブにゾーンを転送する)およびスレーブサーバ(指定ネームサーバがマスターとなりマスターにゾーンを取りに行く)となる設定を行うことはありません。
- (7) 本サービスでDNS SOAレコードの一部としてお客さまに入力いただくメールアドレスは、DNS検索行為に対する名前解決(DNSの応答)によりインターネットを通じて公開・閲覧されてしまうことを承諾するものとします。

5. コントロールパネルで編集できるレコードの種類

	レコードの種類	ゾーン	意味
資源レコード	SOA	共通	Start Of Authority。ゾーン全体を定義するレコード。TTLとRNAME(メールアドレス)のみ編集可能となります。
	NS	共通	Name Server。ドメインのゾーン情報が登録されているDNS サーバを指定するレコード。ゾーン名(ルートドメイン)は権限移譲不可となります。
	A	正引き	Address。ホスト名(NAME)とIP アドレス(IPv4)の関連付けを定義するレコード。
	AAAA	正引き	Quad Address。左辺のホスト名(NAME)に付与したIPv6のIPアドレスを右辺(VALUE)に指定します。
	MX	正引き	Mail eXchanger。ホスト名とメールサーバーの関連付けを定義するレコード。
	CNAME	正引き	Canoncial NAME。ホスト名(NAME)の別名を指定するレコード。
	TXT	正引き	TeXT。ホスト名(NAME)に関連付けるテキスト情報(文字列)を定義するレコード。
	SRV	正引き	ホスト名(NAME)に対するサービスのロケーションを定義するレコード。
	SPF	正引き	Sender Policy Framework。送信ドメイン認証のこと。
	AFSDB	正引き	Andrew File System Database
	PTR	逆引き	PoinTeR。左辺のIP アドレス(第4オクテット部分の数値を記述)を付与したホストを右辺に指定します。

※右辺にホスト名を記述する場合は、そのホストの本名(実際に設定した名前)を「F.Q.D.N.」で記述します。

6. 禁止するゾーンおよびレコード

○ドメイン管理機関(レジストリ)により公式に登録されていないドメイン名に基づくゾーン。

○許可または承諾を得ていない、第三者が登録したドメイン名またはIPアドレス空間に基づくゾーン。

7. コントロールパネルでの制限事項

○ゾーンレコード行数「256行」。

別紙 2【DNS アウトソーシングサービス料金表】

プラン名	契約期間	契約期間料金
1 年プラン	1 年	6,000 円(税込 6,600 円) /ゾーン

※本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を税込額として表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。